

所有者 各位

アンケート調査へのご協力のお願について

日頃は可児市政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、本市におきましても、長期にわたり住む人がいなくなった空家が増加し、十分に管理されないまま放置されたものも散見されるようになり、防災・衛生・景観等の面で周辺的生活環境に悪影響を及ぼすなど問題となっています。こうした状況の中、本市では平成 29 年 12 月に可児市空家等対策計画を策定し、施策を進めています。

可児市空家等対策計画を策定するにあたり、平成 28 年 10 月にアンケート調査を実施しましたところ、ご回答いただいた建物の約 66% が昭和 55 年以前のいわゆる旧耐震基準で建築された建物であることが判明しました。

このような空家は、何にも利用されず放置されていた場合は、老朽化が進んでおり、再利用は難しい状態だと考えられます。さらに今後もそのまま放置された場合は、倒壊の恐れが高くなると考えられます。

本市では、こういった空家が周辺に危険を及ぼすことを抑制するため、老朽化した建物の解体を促進することが重要な手段の一つだと考えています。

今回のアンケート調査は、現在本市に空家を所有している方の今後の利用意向や、解体意向などを把握し、対策を検討する際の参考とさせていただくものです。

なお、ご回答いただいた内容は個人情報として適切に管理し、目的外に使用することはありません。また、お答えいただいたアンケートの回答に対し、今後市から何らかの依頼等することはございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 30 年 月 可児市

ご回答にあたってのお願い

アンケート調査の対象者は、平成 29 年度に市が行った実態調査において空家と判断した家屋の、平成 30 年 1 月 1 日現在の所有者又は納税管理人としています。

実態調査は敷地外から外観目視により判断しているため、該当建物が空家でない場合がありますが、ご了承ください。

ご本人が記入できない場合には、ご家族の方などにご回答をお願いします。

ご記入いただきましたアンケートは、同封の返信用封筒に入れ、平成 年 月 日 () までに投函いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ先) 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地
可児市建設部施設住宅課 (担当) 石田、徳田
電話 0574-62-1111 (内線 2232)

【問6】問5で「解体するつもりはない」と回答した方に伺います。解体しない理由としてどんなことが挙げられますか。当てはまるもの全てに を打ってください。

- 1 . 建物をそのまま利用する
- 2 . 解体すると固定資産税が高くなる
- 3 . 解体費用が高い
- 4 . 建物ごと売却したい
- 5 . 建物に思い入れがある
- 6 . 特に理由はない
- 7 . その他 ()

【問7】空家の今後の管理や処分にあたり、行政に期待することはありますか。当てはまるもの全てに を打ってください。

- 1 . 空家に関する相談窓口を紹介してほしい
- 2 . 所有している空家を買いたい人や借りたい人の情報を提供してほしい
- 3 . 空家に関する権利関係などを整理する専門家(弁護士、司法書士)の情報を提供してほしい
- 4 . 地域の不動産事業者の情報を提供してほしい
- 5 . 建物の管理を代行してくれる事業者等の情報を提供してほしい
- 6 . 自治会など公益的な利用を希望している団体を紹介してほしい
- 7 . 解体費用を助成してほしい
- 8 . 特にない
- 9 . その他 ()

【自由意見欄】

以上でアンケートは終了です。同封した返信用封筒によりご返信願います。